

令和8年度 第1回市川市下水道事業審議会

会議録

1 開催日 令和8年7月21日(火) 10時から11時50分

2 場所 市川市役所第1庁舎 第1委員会室(住所:市川市八幡1-1-1)

3 出席者

委員 森田会長、杉浦副会長、竹内委員、久保川委員、つかこし委員、
亀田委員、菊地委員、横尾委員、知久委員、井上委員、幸前委員、
諸星委員、土屋委員

市川市 仙波 俊郎(下水道部部長)、西澤 重悟(下水道部次長)
本間 亜矢子(下水道経営課長)
外岡 伸一(下水道建設課長)、窪 政樹(下水道建設課副参事)
浅田 隆行(河川・下水道管理課長) 他

4 会議内容 下水道使用料の仕組みと本市の経営状況について

5 配布資料

- ・【下水道事業会計】下水道使用料のあり方について(第1回審議会)
- ・ 報告事項

下水道部長挨拶

○ 下水道部長 仙波

本日はご多忙のところ、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

日頃から本市の下水道事業の推進に多大なるご理解とご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

下水道を取り巻く状況ですが、昨年八潮市で起きた事故、森田会長が第一線でご活躍されておりますが、都市インフラの老朽化であったり、全国で頻発している地震や水害に日々の暮らしの中で脅威を抱きながら生活している状況でございます。

その度、何気ない下水道施設がいかに私たちの暮らしに重要であるか再認識をしているところであります。

本市におきましても老朽化対策や浸水対策の安全に係る施策、今までにないスピードで未普及対策をしているところでございます。

しかし、近年物価上昇などにより事業費が大きく膨らんでおります。現在の使用料で必要な経費が十分に賄えていない状況であります。

本日は本市の経営状況や使用料の仕組みについてご説明いたします。

委員の皆様には、色々な視点から、活発なご意見をいただきますようお願い申し上げます。

また、本日、市長より「今後の下水道使用料のあり方について」皆様に諮問をさせていただく予定となっております。

市民の皆様の生活に直接影響が及ぶ、重要な課題であることから、委員の皆様のお力添えの元より良い方向を見出していきたいと考えております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の紹介

○ 下水道経営課主幹 中村

お一人ずつ委員の紹介をさせていただきます。一名ずつ読み上げてまいりますので、その場でご挨拶をお願いいたします。

森田 弘昭 会長

杉浦 康司 副会長

市議会の代表委員であります 竹内 清海 委員

同じく つかこし たかのり 委員

久保川 隆志 委員におかれましては、所用で後ほどいらっしゃいます。

学識経験者 亀田 豊 委員

同じく 菊地 端夫 委員

市民の代表として 横尾 靖 委員

知久 有美 委員

井上 孝枝 委員

幸前 文子 委員

関係機関の代表として 諸星 昭彦 委員

同じく 土屋 文孝 委員

4月の人事異動がございましたので、改めて下水道部を紹介させていただきます。

下水道部長の仙波でございます。
下水道部次長の西澤でございます。
下水道経営課長の本間でございます。
下水道建設課長の外岡でございます。
下水道建設課副参事の窪でございます。
河川・下水道管理課長の浅田でございます。

会議

○ 森田会長

みなさん、改めまして日大の森田でございます。
まず、はじめに、事務局より出席状況について報告ください。

○ 下水道経営課主幹 中村

本日は、委員15名中13名出席です。
富永委員及び世古委員が欠席、久保川委員が会議のため遅れて出席との連絡がございました。

○ 森田会長

では、本日は、委員15名中13名出席で、半数以上の委員の方が出席されていますので、本審議会の開会につきましては、下水道事業審議会条例第7条第2項の規定により、成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、只今から、令和8年度第1回市川市下水道事業審議会を開会いたします。

続きまして、会議の公開についてでございますが、市川市が主催いたします審議会等につきましては、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」の第6条に基づきまして、原則公開となっております。

本審議会の案件については、個人に関する情報等の非公開情報部分がないため、本日の審議会は公開としますが、よろしいでしょうか？

それでは、本日は公開といたします。

傍聴希望者はいますか。

○ 下水道経営課主幹 中村

傍聴を希望される方が1人いらっしゃいます。

○ 森田会長

では、傍聴希望者を入室させてください。

それではまず、本日の審議会の進行について事務局より、ご説明をお願いします。

○ 下水道経営課主幹 中村

お手元の次第をご覧ください。

本日は、議事としまして、下水道使用料の仕組みと本市の経営状況について、説明及び質疑を行わせていただきます。

その後、前回、令和7年度第2回審議会でもいただきました質問に対しての説明を報告として行わせていただきます。

11時40分になりましたら、市長による諮問を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○ 森田会長

本日の議題の1について、事務局より、説明をお願いします。

なお、質疑につきましては、説明が終了しだい、質疑応答ということで、進めてまいりたいと思います。

では、議題1から説明を事務局よりお願いいたします。

事務局による説明

○ 下水道経営課長 本間

下水道経営課長です。

お手元の資料の内、8ページまで説明を行います。

なお、質疑応答のあと、9ページ以降の説明を行います。

下水道事業は、安定的な収入により、運営ができるように、国の指針に基づき、5年に1回以上の頻度で使用料水準の妥当性を検証することとしております。

前回の改定が令和5年度であったことから、下水道事業経営戦略では、次回の改定年度を令和10年度としております。

これに向けてこのたびは、「適正な使用料水準」についてご検討していただく機会を設けさせてもらったものです。

公営企業の原則である「独立採算制」による健全な事業経営を堅持するために、使用料改定の必要性の検討は重要となりますので、どうかご助力を願えれば幸いでございます。

本日は、11時40分に予定しております市長からの諮問に先立ちまして、まずは下水道使用料の仕組みと、本市の経営状況について説明をさせていただいたのち、忌憚のないご意見をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、今回の次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

「下水道使用料の仕組みと本市の経営状況」につきまして、ご説明をさせていただきます。

まずはじめに、下水道使用料の仕組みについてご説明いたします。

下水道使用料で負担すべき経費とはどんな経費なのかご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

下水道事業の経営原則は、2つございます。

1つ目は、「独立採算の原則」です。

下水道事業は、公営企業であり、その事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続することが求められております。

2つ目は、「雨水公費・汚水私費の原則」です。

雨水にかかる経費は、大雨などの自然現象に対応する浸水対策など、市民全体の利益となる税金で負担し、トイレや生活排水などの汚水にかかる経費は、下水道を利用される方の使用料で負担していただくことが原則です。

ただし、例外として、後ほどご説明させていただきますが、水質の保全に効果が高く公益性が認められる経費の一部は、税金で負担とすることが国の繰出基準に定められております。

3 ページをご覧ください。

下水道サービスを提供するための経費である維持管理費と、下水道施設を整備するための経費である資本費のうち、国の基準で定められた雨水などの一般会計(市税)が負担すべき経費を差し引いた残額が「汚水対象経費」となります。

本来この経費を下水道使用料収入で賄う必要がありますが、本市では、近年の千葉県へ支払う江戸川左岸等流域下水道維持管理費負担金の増加や企業債の金利の上昇などによる事業費の増大に伴い、下水道使用料収入では賄いきれない状況となっております。

また、その下水道使用料収入についても、下水道整備の進捗により増加傾向にあるものの、節水型家電の普及や節水意識の高まりなどにより、1 世帯あたりの下水道使用料は減少傾向が続いており、事業費の伸びと比べて伸び悩む状況となっております。

この収支の悪化により、赤字が生じている状況です。

赤字については先ほどご説明いたしましたとおり、本来は、一般会計(市税)により補てんをすることは独立採算の原則に沿わないものとなります。

4 ページをご覧ください。

ただし、例外として分流式下水道に要する経費については、一定の基準を満たすことで、その公益性から一般会計(市税)より補てんをすることが国の繰出基準において認められております。(以下分流による補てんと言います)

分流式下水道というと、あまり聞き馴染みのない方もいらっしゃると思います。

下水道には、雨水と汚水を同じ管で流す合流式と、それぞれ別の管で流す分流式があります。

合流式と違い、分流式は、污水管と雨水管をそれぞれ整備する必要があることから、整備・維持管理に要する費用が高くなりますが、それぞれ管を分けることで、大雨時でも汚水を適切に処理できるため、衛生面や水環境の保全に優れ、川の水質が改善されることが見込まれます。

この川の水質保全効果を、住民全体が利益をうける「公益」とみなして、分流式下水道の整備にかかる費用は、一般会計(市税)から補てんを受けることができるものとされています。

一般会計(市税)から補てんを受けるためには、国の基準では、適正な使用料水準を満たすことが求められており、1立方メートルあたり最低水準として 150 円以上とすることが定められています。

本市は、令和 6 年度末現在で、1 立方メートルあたり143.7円となっており、この基準を満たしていません。

使用料改定により、150 円以上とした場合には、分流式下水道の整備にかかる費用を一般会計から繰り入れることができるようになり、経費回収率 100%を達成することができ、加えて国庫補助金の重点配分として、通常より上乗せした国庫補助金を受けることができることにもなります。

5 ページをご覧ください。

次に、本市の下水道事業の経営状況についてご説明いたします。

本市の令和 6 年度の経常収支比率は 97.9%となり、1 億 7 千万円の経常赤字が発生しています。経常収支比率は、下水道使用料や一般会計繰入金などの収益で、どの程度維持管理費や資本費が賄えているかを示す経営状況の指標となり、100%以上で経常収支が黒字であることを示します。

経費回収率は、汚水対象経費をどの程度下水道使用料で賄えているかを示すもので、使用料水準の適正性を判断する目安となります。こちらも 95.4%と、100%を下回っており、その経費を下水道使用料で全額賄えていない状況です。このことから、使用料水準について検討する必要があることを示す一つの指標となっています。

そのほか、企業債残高対事業規模比率の高さからは、近隣市と比べ多大な借金を抱えている状況が分かります。本市では下水道整備の遅れを解消するため、整備を積極的に進めています。その結果、この10年で令和 6 年度末の企業債現在高(約 574 億円)の約 8 割にあたる額(約 461 億円)の借入をすることとなり、企業債残高を大きく押し上げる要因となりました。

いまだ下水道普及率は令和 6 年度末現在で 80.2%のため、今後も継続して整備を進めていきますことから、さらに企業債残高が増えていくことが見込まれ、本市における経営状況はなお厳しい状況が続くことが予想されます。

6 ページをご覧ください。

では今後、本市において必要となる汚水対象経費がどのようになるのか、シミュレーションしたものについて説明いたします。

記載のグラフをご覧ください。と思います。

安心・安全に関わる浸水対策が一番上の「水色(またはグレー)」、老朽化対策となる長寿命化対策が中断の「紫色」、分流式下水道の整備(未普及対策)がその下の「濃い青色」となります。

真ん中の「濃い緑色」の線グラフは下水道使用料の対象となる汚水対象経費です。年々増えているのは、主に汚水の工事として、未普及対策を進めることで発生する経費の施設の更新費(減価償却費)とその利息が大きく影響しております。

整備の進捗に伴い、毎年度 5 億円程度ずつ汚水対象経費は増加していき、令和 12 年度には 80 億円になる見込みとなっています。

7 ページをご覧ください。

現在の使用料単価を維持した場合には、下水道使用料収入は約 50 億円のままとするため、令和 12 年度には 30 億円もの不足額が発生する見込みです。

汚水対象経費 80 億円のうち、8 割以上は工事に係る借金(減価償却費と利息)や千葉県へ支払う江戸川左岸等維持管理費負担金など、金額が固定となっているものとなります。

その他の経費につきましても、これまでも修繕費の削減や発注方式の見直しなどを進めてますが、大きな経費の削減は下水道事業の安定的な経営に支障が生じる可能性があり、難しい状況です。

そのため、少しでも不足分を解消するために、国土交通省へ国庫補助金の予算措置についてたびたび要望し、なるべく国庫補助金を得ることで、企業債借入れなどの借金を減らそうと努力しているところです。

この不足分 30 億円については、全額使用料の改定で賄う方法のほか、国が使用料水準の目安としている1立方メートルあたり 150 円以上とする改定を行うことで、不足分につい

て一般会計からの繰入にて賄うこともできるようになります。それにより、経費回収率 100%とすることで、国庫補助金の受領要件を満たすことも可能となるものです。

8 ページをご覧ください。

それでは、委員の皆様からご意見をいただく前に、前回の使用料改定はどのようなものであったか、今一度振り返りをしたいと思います。

前回は、一律 5.6%の改定率の答申をいただいた後に、コロナ等の社会情勢を鑑みて、施行時期を延伸し、一般世帯に配慮すべきものと考え、月 30 立方メートル以下は改定率を、半分に軽減する措置をとりました。

これにより、全体としては増収となったものの、依然として経費回収率は 100%を下回るものとなっております。

このように、本市の下水道事業は、未普及対策のほか、老朽化対策や地震対策などのさまざまな課題に対応する必要があり、今後も下水道整備に多額の費用を要する状況にあります。

また、近年の金利や物価の上昇に伴い、将来における収支状況はますます厳しい状況となることが見込まれます。特に、物価高などは市民生活にも影響を及ぼしており、改定については、配慮の必要性の検討も必要かと考えます。

これまでの説明を踏まえまして、「下水道使用料の仕組みや、本市の経営状況について」ご質問や自由なご意見をいただければと考えております。

よろしくお願いします。

事務局への質問及び回答

※ 発言の要旨のみを記載。

○ 横尾委員

下水道普及率について、全国平均が81.8%ということだが、1,700 程自治体がありその平均が 81.8%ということか。

都市部との比較ではなく、過疎地を含めた平均と比較しても平均より低いということか。

○ 下水道経営課長 本間

近隣市との比較をするために示した資料である。

参考として千葉県や全国平均を掲載しているが、委員のご質問のとおり、過疎地域や公共下水道を一部整備しない地域も含まれているので平均値としては低くなっている。

○ 横尾委員

市川市の下水道普及率が低い理由は何か。

○ 下水道建設課長 外岡

北部の松戸幹線は外環道路の用地内に埋設する予定であったため、道路の整備の予定が遅れたことにより、下水道の整備が遅れることとなった。

○ 横尾委員

理由がはっきりしているため、市川市の下水道普及率が低いことを憂う必要はないということか。

○ 下水道建設課長 外岡

原因は分かっているが、近隣市と比較し低い状況であるため、追いつくように整備していきたい。

○ 横尾委員

先日、日経新聞で八潮市の事故の例が取り上げられており、下水道が老朽化し、専門の人材も減っており浄化槽に移るといった記事があった。

心配なのは、下水道普及率を高めるのは市民満足度を高めることだとは思いますが、将来世代に負担が残ることではないかと思う。専門家の方に知恵を絞っていただきたい。

○ 下水道建設課長 外岡

汚水処理に関しては色々検討していく必要がある。国が主導して、色々な汚水処理の方法について適正であるという証明をしながら、先導していただいているので、市川市も取り入れながらより良いものを進めていきたいと考えている。

○ 幸前委員

前回の下水道使用料改定について、コロナ禍でそれほど上げられなかったということだが、経費回収率は昔から低かったのか。

○ 下水道経営課長 本間

令和5年度は経費回収率100%を達成するために改定を行うことを検討していただいた。その際答申された改定率は5.6%であったが、一般世帯(使用量が月 30 m³以下の世帯)は2.8%としたため、全体として100%を満たさない改定となった。

○ 森田委員長

過去の経費回収率についてご質問があった。資料はあるか。

○ 下水道経営課長 本間

過去5年間、100%を達成した時期はない。ただし、ほぼ100%に近い99.6%という時期もあったが、91.3%に下降している現状である。

○ 幸前委員

年々汚水処理原価が上がる要因は、千葉県に支払う負担金などの事だが、見通しと比較してどのように考えているか。

○ 森田委員長

次回以降の使用料の審議の際に、データは示されると思うが、現時点でコメントがあれば

事務局よりお願いします。

○ 下水道経営課長 本間

整備費用がかさんでおり、整備が終わったものについて減価償却費が経常費用として上乗せされていく。

一方で、近年の金利上昇については0%であったものが、1%台、2.1%(R6 年度末)、3%(R7 年度末)と急激に上昇しているので、経営戦略の見込みより費用が上昇している。次回以降、丁寧に説明をさせていただく。

○ 竹内委員

市川市の下水道普及率は、外環道路や3・4・18号の道路の整備の遅れにより、遅れてはいますが、整備を一生懸命やっていると認識している。

市川市の下水道の財政状況は厳しい状況である。市川市は比較的早い時代に菅野処理区を整備し、古い下水道管が入っている。老朽化対策の経費も心配している。

先ほど説明がありましたが、下水道使用料を150円以上にすると、国庫補助金などメリットが受けられる。

この後、下水道使用料の話になると思うが、古い下水道を修理するにあたり経費もかかるため、下水道使用料を上げていかなければいけないのかなと感じている。

上げたくないのも分かるが、他市の状況も踏まえて上げなければならない状況である。

○ 下水道部長 仙波

未普及対策と50数年以上前の下水道の老朽化対策を同時にやっているのが市川市の下水道事業の特徴である。

冒頭のご挨拶でも述べさせていただいたが、必要な経費は使用料収入の中でやっていけないといけない。

お金がないからと老朽化対策を待っていると、市民の安全な暮らしにつながらない。

やるべき事業のために必要な経費は発生してしまう。

今後、審議会のなかで議論いただきたい。

○ 井上委員

下水道使用料は市川市が143円とのことだが、他市はいくらか。

○ 下水道経営課長 本間

令和8年4月に改定した自治体もありますので、参考までとなりますが、令和6年度の使用料単価は、船橋市140.9円、松戸市150.2円、習志野市156.7円、柏市146.7円、鎌ヶ谷市156.3円となっている。

次回、下水道使用料の単価について丁寧に説明させていただきたいと考えている。

○ 知久委員

市民の理解のある値上げが良い。

例えば、生活保護者の免除について、免除のままで討論が終わった。市民の意見があれ

ば取り入れて、市議会の方で議論できないか。生活保護者への減免はどうなるのか。

○ 下水道経営課長 本間

生活保護者の免除の議論については、前回継続するということになった。

使用料でその分を賄うということではなく、生活困窮者の援助として市の施策として行っており、一般会計から繰入を行っているため、下水道の経営上の負担とはなっていない。

生活保護者の免除の今後については決まっていない。

○ つかこし委員

直近の下水道普及率を教えてください。

○ 下水道建設課長 外岡

令和7年度末で81.2%である。

○ つかこし委員

下水道普及率を何年度までに何パーセントにするという目標があれば教えてください。

○ 下水道建設課長 外岡

下水道中期ビジョンでは、市街化区域を優先整備区域としており、令和14年度に概成を目標としている。

汚水の処理の仕方は今後検討していく必要がある。

○ つかこし委員

令和14年度までにほぼ完了を目指すということだが、地域によっては新築戸建てが多く、合併浄化槽により水質を汚さず側溝に出している地域もある。

一方で、老朽化した単独浄化槽で、延命しながら使い、早く下水道につなげたい地域もある。

単純に数字上普及させることや、勾配が低いところから上につなげていくのではなく、地域事情で普及を進める考えがあるか伺う。

○ 下水道建設課長 外岡

現時点で地域の特性を踏まえた整備の順序について、具体的にお示しできるルール・規制・規定はありません。今後効率的な整備、下水道使用料の回収を考えた上で、委員のご意見は重要な課題だと認識している。今後検討していく。

○ つかこし委員

多くの市民から声をいただいている。下水道を普及するにあたっては、浄化槽を延命しながら使い、下水道の普及を望んでいる地域を優先するよう意見させていただく。

事務局からの説明

○ 下水道経営課長 本間

貴重なご意見ありがとうございました。今後の参考にさせていただきたいと思います。
続きまして、9ページをご覧ください。

こちらでは、「下水道使用料に対する考え方の方向性について」ご意見をいただきたいと思っています。

昨今の社会情勢から一般会計(市税)に求められる課題も数多くある中で、本市の下水道経営についても非常に厳しい状況に直面しております。

さきほどに説明した今後 30 億円の赤字を踏まえて、市民に負担していただくことは、現在の物価高などで生活が厳しい中、私費として全額負担をお願いすることは、市民生活への影響が大きくなってしまいます。ただ、不足分全てを本市が一般会計で負担するとなると、今度は市が実施すべき他に必要な政策に対する財源の捻出に影響を与えてしまいます。

こうした観点から、「どのような使用料が適正であるか」ということについて、皆様のご意見を伺いたいと思います。

先ほどご意見いただいた内容につながる部分もあると思いますが、使用料改定についてどのように考えていくべきか、

例えば、全額使用者にて負担すべきか(改定率 60%・230 円/㎡)、使用者と市がそれぞれ一定割合負担すべきものとするか、使用者は国が示す最低ラインの1㎡あたり 150 円までとし、残額は一般会計(市税)にて負担すべきものとするかなど、お考えをお伺いさせていただきたいと思います。

また前回の改定時における例もあるため、一般世帯に対する配慮をすべきか否かなどの今後の下水道使用料の方向性についても、ご意見をお伺いできればと思います。

よろしくお願いします。

審議

※ 発言の要旨のみを記載。

○ 森田委員長

今後議論する上で、バックデータは必要である。項目で抜けているものなどはあるか。

○ 横尾委員

下水道に限らず公共サービスを受ける場合には、受益者負担が当たり前であると考えている。

ただし、貧困世帯については、負担率を下げることも必要と考えている。

○ 森田委員長

市川市は管渠の面整備で官民連携を一部導入している。導入することによって、つかこし委員の要望にも応えることが出来るのではと考えている。

○ 下水道建設課長 外岡

官民連携について、市川市の状況をお話させていただく。

手法の一つとしてデザインビルド方式というものをやっている。未普及の地域に対して設計・施工を一括で発注することで、設計から工事までの期間を短縮することが出来る。

また、施行に関しても、複数件分の工事を一度に発注することが出来るため、現場での時

間を大きく短縮することが出来る。

令和7年度に一か所完成し、現在は国分地区で施工中である。

検証しながら活かしていきたい。

○ 菊地委員

インフラ整備は広域化が時代の潮流である。

広域下水道に接続することで污水处理を県にお願いすることになる。負担金が必要であるがスケールメリットがある。

分流式の整備は合流式に比べ2～3倍費用がかかると言われているが、使用料が150円以上を超える場合には、分流式下水道が水質の改善につながり広く公益とみなして一般会計から繰入ができるもの。

浄化槽の水質は合流式下水道に近いものである。

150円というのは最低ラインである。どのあたりで落ち着くかの話になる。

使用料だけではなく、使用料体系も考えていく必要がある。

以前も議論させていただいたが、浄化槽も設置だけではなく電気代など維持管理に一定の費用がかかるため、場合によっては下水道に接続をする方が、コストが安くなる事もありうる。

このような比較もしながら接続の向上につなげていただければと考えている。

○ 下水道建設課長 外岡

菅野処理区は50年以上供用し、老朽化は深刻な課題となっている。

将来的には江戸川左岸流域下水道への編入を検討している。今後いらなくなる施設設備が出てくるため、維持管理の仕方は慎重に考えていきたい。

効率化を踏まえた広域化について慎重に考えていきたい。

○ 久保川委員

9ページの右下に「老朽化施設の増加に伴う更新投資の増大の見込み」と記載があるが、議論に入っていないので状況を教えて欲しい。

新設については官民連携のもとで進めているという話があった。既存の施設の維持についてウォーターPPP 導入の検討が過去の審議会でも質問があったと思うが、その文面が資料に入っていない。

導入の検討が進んでいるのか、導入をした場合には国庫補助金も入るが費用の面がどのようになるのか、使用料への影響など伺いたい。

○ 下水道建設課長 外岡

ウォーターPPP は官民連携の一つであり、通常は管路や施設の維持管理を個別に発注しているが、原則10年間の期間を設定し、一括で企業グループが維持管理をすることで、効率化を図るもの。

現在導入について検討をしており、令和9年度に募集を予定している。

今後、汚水管渠の入れ替えや大規模な補修の際に、ウォーターPPP を導入していないと国庫補助金を要求できなくなる要件があるため、急がなければならない。

使用料の算定にあたっては、導入にあたってのルールができていないため、細かい部分は記載していない。制度の設計段階であるが、タイミングが合えば使用料の算定にも入れていきたい。

○ 竹内委員

市川市はかなりの勢いで下水道整備をしているが、未接続の件数・未接続による金額の影響について伺いたい。

○ 下水道経営課長 本間

令和8年3月末の未接続の件数は40,800人である。

接続率は90%である。下水道の急速な普及に対し、一般に接続率は後から上昇するものである。

金額の影響は、接続率が100%というのは困難であるが、仮に100%接続となると約5億円の使用料収入が上昇する見込みである。

接続が増えると使用料収入が上がるため、これまでも接続をしていただけるよう全体に呼びかけをしてきたが、今後は個別に接続に至っていない原因を究明し、ポイントを絞った相談窓口やオンラインによる24時間の受付などをしていく。

使用料改定にあたり必要な活動であるため、次回説明をさせていただく。

○ 竹内委員

81.2%が90%になるということか。

○ 下水道経営課長 本間

下水道が整備されている人口が81.2%であり、そのうち接続している方が90%ということである。

10%の40,800人の方は整備されているが接続していないということである。

新しい浄化槽を使っているなど、個別に理由がある。

つかこし委員からお話があったが、接続可能な方や接続を迷っている方について一日でも早く接続できるよう活動していきたい。

○ 竹内委員

せっかく面整備をしたのに下水道につないでいないと、最終的に赤字になるので、是非努力をして欲しい。

○ つかこし委員

次回資料の出し方について要望をしたい。

私の認識では、ほぼ全ての方が下水道に接続をしていただいていると思っている。

接続率について年単位で資料の作成をお願いしたい。

1年以内につないだ方が何パーセント、3年になると私の記憶では下水道が普及してつなげられる人はだいたいつないでいただいていると認識している。

下水道が普及してすぐつなぐのは難しいと思うが、1年経つとだいたいつないでいるので

はと思う。

期間でどれくらいの方がつないでいるのかが分かる資料を共有していただいた方が、議論が深まるため、資料の作成をお願いしたい。

○ 森田委員長

資料の準備は可能か。

○ 下水道経営課長 本間

確認をして用意します。

地区によって整備の状況が異なる。一律となると難しいかもしれないが、平均やモデルという形で提供させていただきたい。

○ つかこし委員

その資料の出方、数字によっては、下水道につなげられるのにつなげていない人が多いという偏った印象を持ってしまう。

そうではなく、年数が経てば大抵の方がつなげているという資料が出てくるのではないかと自分の記憶では認識している。

偏った見方にならないような期間で資料の作成をお願いしたい。

○ 竹内委員

今答えれば良いのでは。100%ではないのか。

○ つかこし委員

今現在は90%ですね。年数が経てばどんどん増える形になるという認識だと思います。

○ 下水道部長 仙波

下水道の整備が終わったところで接続している方の割合については、1年～3年で90%になるということではない。

例えば新築で浄化槽が新しいため10年でつなぐ方もいる。

1年でつなぐ方もいれば10年以上でつなぐ方もおり、積み重ねとして90%となっている。

「大体の方がつないでいただいている」というつかこし委員のご発言がありましたが、残念ながら10%の方はつないでいただいていないという状況ですので、接続を増やせるよう努力をしていく。

何年かけて接続率が上がっていくという資料について、お求めの資料が出せるか今の段階ではお約束できないが出来るだけイメージに近いものをお出ししたい。

○ 菊地委員

下水道普及のスピードの方が接続より早いため、分母が分子の伸びより増えていきますので、接続率は下がっていく。

接続している人がどれくらい増えているかがポイントである。

接続率だけを見ってしまうと頑張りが足りなく見えてしまう。見せ方に留意が必要。

○ 下水道部長 仙波

整備したことにより増える整備人口と、実際に接続した接続人口というものがある。

接続人口は毎年4,000人を超える方が増えている。

下水道工事を頑張って進めているため、毎年8,000人下水道が使える人が増え、4,000人接続となるとどうしても4,000人が未接続となる。

つかこし委員がおっしゃっていたように、接続をしている方はここ何年かの推移を見れば増えているのは確実であるため、そのような状況が分かる資料を作成させていただく。

○ 亀田委員

仮に使用料単価を150円にすると、どのくらいの額の補助金がもらえるのか。

私も専門家なので、接続率100%というのは事実上不可能であり得ないということは理解している。ただ、仮にもう少し接続率を上げればどうなのか。

先ほど接続率が100%の場合、約5億円と試算があったが、現在の経常赤字が1.76億円であり、2～3%上がると赤字がトントンになるようにも思える。

このあたりのデータが市民の皆さんに伝わると、市民の方によっては接続につながるのではないかと。上手く情報提供した方が良いのでは。

実際に赤字になると具体的に生活にどういうことが起こるのか、例えば市でやっているお祭りの規模が下がるとか、市民の方も身近な例で考えられるので良いのではないかと。

上手く説明や議論で持っていけると良いのかと思う。

○ 森田委員長

3点質問がありましたが、答えられるものがあればお願いします。

○ 下水道経営課長 本間

使用料単価を150円にした場合の国庫補助金の影響は、年約6億円の影響を考えている。工事箇所や制度、給付割合もあるので満額として試算している。

その他のご質問については次回以降にお答えする。

○ 森田委員長

下水道供用開始した箇所は法律上接続の義務が生じる。とはいっても、すぐにとはいかず接続まで2～3年かかる方が多数と思う。

八潮市の事故に伴い、国交省から3月に全国に直径2m以上、30年以上経過した管の調査の指示があったと思うが、本市はどのような状況か。

○ 窪副参事

令和7年度に調査を行い、対象延長が470mであった。

早急な対応が必要な緊急度1の箇所が157m。(真間、中山地区)

応急処置を行ったうえで、5年以内に対応が必要な緊急度2の箇所が285m。(東菅野地区)

下水道の老朽化や破損に伴う道路の空洞や地盤のゆるみは発見されていない。

応急処置を行っており、令和8年9月末に完了する予定。

本格的な改修については現在設計委託を行っており、来年度以降に改修を終えられるよう準備している。

状況については市の公式ウェブサイトで公表している。

○ 森田委員長

「緊急度1」のすぐ直しなさいというものは、コンクリートの管の状態として鉄筋が見えるような状況が代表例である。

「緊急度2」は鉄筋まではいっていない、表面のコンクリートが無くなっている状態、あるいはクラックが生じ水が漏れているような状態を言う。

クラックが生じ、地下水と一緒に土砂入ると、空洞ができて陥没する恐れがある。

道路の上からレーダー探査をした結果、空洞は無かったということか。

詳細は市のホームページを見ていただくということでよろしいのではないか。

○ 下水道経営課主幹 中村

これから、諮問式の準備に入らせていただく。自席にてお待ち願います。

菊地委員は所用のためここで退席となります。

傍聴人の方もお退席をお願いいたします。

市長入室

諮問式

○ 下水道経営課主幹 中村

それでは、諮問書の手交を行いますので、田中市長、森田会長、杉浦副会長よろしく願います。

○ 田中市長

市川市下水道事業審議会 会長 森田弘昭 様、公営企業の原則である「独立採算制」による健全な事業経営を堅持するため、市川市下水道審議会条例第 2 条の規定により、本市における下水道使用料の適正な水準に対する考え方について、貴審議会の意見を求めます。よろしく願います。市川市長 田中 甲。

写真撮影

市長挨拶

○ 田中市長

委員の皆様ありがとうございます。

市川市の下水道使用料のしっかりと方向性を示していかないといけない時期を迎えている。

老朽化対策について、使用料を一定金額確保していく必要があると考えている。

普及率が 81.2%でしたか、これは第一終末処理場の建設が遅れていること、下流部から

工事を行っており、上流の北部地域の工事が遅れてしまったことが要因と思われる。

下水道の管ができていない市川市にとって、河川の汚れを最小限にとどめるためにはどのような方法がふさわしいのか、委員の皆さんのご意見をいただければありがたい。

上下水道は2カ月に一回の支払用紙が届きますが、ずいぶん高いと市民の声が上がることは間違いありません。

子育て世帯の水の使用料、下水道使用料が高くなってしまいう世帯にはどのような対策をとるべきか、事前に検討したいと考えている。

皆様の様々な知見により答申をいただきたい。

市長退室

- 下水道経営課主幹 中村

諮問書の写しを委員の皆様にお配りする。

- 森田委員長

以上をもちまして、第一回の審議会を終了する。

事務連絡

- 下水道経営課主幹 中村

事務局より、事務連絡がございます。

本日の審議会の内容は、市川市審議会等の会議の公開に関する指針の第14条に基づき、会議録として作成し、第15条に基づき、公開いたします。

その公開前に、皆様からご連絡いただいたメールへ作成した会議録を1ヶ月以内に送信しますので、ご発言内容等をご確認いただきたいと思います。

メールが届かなかった方、郵送希望の方は、郵送で発送させていただきます。

詳細は、改めてご連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。

次回の審議会につきましては、8月19日水曜日午前10時を予定しております。

委員の皆様、ありがとうございました。